

令和元年度第2回燕市食物アレルギー対応委員会 会議録（要旨）

日 時：令和2年2月12日（水） 15時30分から 16時30分

場 所：燕市役所 会議室301

出席委員：松野委員（医師）、伊東委員（医師）、松本委員、鈴木委員、坂内委員

榎委員、北川委員、

落合氏（燕市食物アレルギー対応委員会設置要綱第6条第2項の規定より出席）

事務局：教育長、教育次長、教育委員会主幹、学校教育課長、子育て支援課長、他職員11名

議 領題：（1）学校における食物アレルギーについて

（2）幼稚園・保育園・こども園における食物アレルギーについて

（3）児童クラブにおける食物アレルギーについて

（4）その他

【以下、会議録（要旨）】

議 領題

（1）学校における食物アレルギーについて

《事務局説明》

① 食物アレルギー等の発症について

令和元年6月1日から12月31日までの給食における食物アレルギー等の発症について説明した。（誤食、新規発症はなし）

② 食物アレルギー対応について

令和2年度からの食物アレルギー対応について説明した。

【学校給食で提供しない食品の追加について】

追加食品	現在提供しない食品
くるみ、カシューナッツ、マカダミアナッツ、ヘーゼルナッツ、ピスタチオ、ペカンナッツ（ピーカンナッツ）、ブラジルナッツ、生魚介類、長いも・山いも、たらこ	そば、ピーナッツ、生卵、生魚卵、キウイ

【学校生活管理指導表の提出について】

アレルギーの原因食物が給食で提供しない食品であっても、「学校生活管理指導表」の提出を求める。

【学校生活管理指導表の記載について】

原因食物が「生の果物」であり、主治医が「学校生活管理指導表」に「生の果物」と記載したときは、学校給食の対応として除去対象は「生の果物」のみとしたい。

【食物アレルギー調査票の見直しについて】

「食物アレルギー調査票」の見直しを行っている。

○委員（質問）

りんごのように加熱することでたんぱく質が失活し、症状が起こりにくい状態になると判断されている。今後、りんごの場合など、生の記載が必要か。

○事務局（回答）

生の記載または、加熱することで摂取可能など、加熱することで摂取できるという判断ができるようにお願いしたい。

○委員（質問）

他にも加熱してあれば大丈夫という食品はあるか。

○委員（意見）

口腔アレルギー症候群は加熱すると失活するが、他の食品まで広げると事故につながるため、野菜と果物に限った方がよい。

○委員（意見）

「学校生活管理指導表」の様式が変更される。除去根拠に未摂取の欄が増える予定である。「保育施設における生活管理指導表」の様式は、2019年3月に変更となつたが、燕市も様式を変更するか。

○事務局（回答）

保育園については、来年度、生活管理指導表を提出してもらう際から、新しい様式に変更する予定である。

○委員（意見）

除去根拠の未摂取は安全のため、除去を基本とする。

(2) 幼稚園・保育園・こども園における食物アレルギーについて

《事務局説明》

① 食物アレルギー等の発症について

令和元年6月1日から12月31日までの給食における食物アレルギー等の発症について説明した。(誤食1件)

(3) 児童クラブにおける食物アレルギーについて

《事務局説明》

① 食物アレルギー等の発症について

令和元年6月1日から12月31日までの給食における食物アレルギー等の発症について説明した。(誤食、新規発症はなし)

(4) その他

委員から、園・学校現場の現状等について説明。

閉会